

あなたの大切な財産を守る

# 火災共済

総合火災共済

普通火災共済

さわやか

爽 共 済

(普通火災共済II)



千葉県火災共済協同組合

# 1 火災



※消防活動による水ぬれ・破壊等を含みます。

# 2 落雷



落雷による衝撃によって建物、ガラス、テレビなどに損害が生じたとき。

総合火災共済

普通火災共済

さわやか  
爽共済 (普通火災共済II)

# 6 騒じょう・労働争議



デモやストライキなどによって建物や家財に損害が生じたとき。

# 7 水ぬれ



給排水設備の事故または他の戸室の事故により水ぬれの損害が生じたとき。

総合火災共済

普通火災共済

さわやか  
爽共済 (普通火災共済II)

# 基本補償

## する事故

### 3 破裂または爆発



ボイラの破裂やプロパンの爆発などにより損害が生じたとき。

### 4 風災・雪災・ひょう災



支払共済金 = 損害額 ×  $\frac{\text{共済金額}}{\text{時価}}$

台風・せん風・暴風などの風災、ひょう災または豪雪、なだれなどの雪災により建物、家財等に**20万円以上**の損害が生じたとき。

※吹き込みまたは漏入による損害は除きます。

### 5 物体の落下・飛来・衝突



航空機の墜落や付属品の落下、車両の飛び込みなどで損害が生じたとき。

※自己車両による事故は対象外です。

### 8 盗難



家財や設備・什器などが盗まれたり、盗難の際に建物、家財、設備・什器などがこわされたり、汚されたりしたとき。

※商品・製品等はお支払いの対象となりません。

※家財、什器・備品加入の場合、現金または預貯金の盗難についてもお支払いいたします。現金は家財加入のときは20万円が限度、什器・備品加入のときは30万円が限度です。

※貴金属、宝石などの明記物件は1個または1組ごとに100万円がお支払いの限度となります。

### 9 水災



台風、こう水、豪雨、高潮などにより損害が生じたとき。

(1)建物または家財にそれぞれ30%以上の損害が生じたとき。

支払共済金 = 損害額 ×  $\frac{\text{共済金額}}{\text{時価}} \times 70\%$

(2)床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水により、建物または家財、設備・什器、商品、製品などに損害が生じたとき。

支払共済金 = 共済金額 × 5%

※ただし1回の事故につき1構内ごとに100万円が限度です。

※△は特約付帯となり、別途掛金が必要となります。

# 事故の際のさまざまな出費も補償

総合  
火災共済

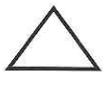
普通  
火災共済

さわやか  
爽  
共済

A



## 臨時費用

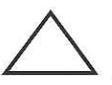
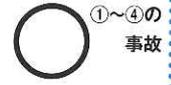


①~⑦の事故の場合、共済金のほかにその30%を臨時の費用としてお支払いします。  
※ただし1回の事故につき1構内ごとに住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。

B



## 残存物取片づけ費用

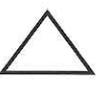


①~⑦の事故の場合、共済金の10%の範囲内で残存物の取片づけに要した実費をお支払いいたします。

C



## 失火見舞費用



①または③の事故で他人の所有物に損害を与えたとき。 **20万円×被災世帯数**  
※ただし1回の事故につき共済金額の20%が限度です。

D



## 地震火災費用

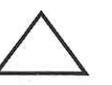


地震、噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じたとき。  
(1)建物が半焼以上または損害の額が20%以上となったとき。  
(2)家財が共済の目的の場合は、家財を収容する建物等が半焼以上または家財の損害が80%以上となったとき。  
(3)共済の目的が設備・什器または商品・製品の場合は、これらを収容する建物等が半焼以上となったとき。 **共済金額×5%**  
※ただし、1構内ごとに300万円が限度です。

E



## 修理付帯費用

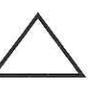


①~③の事故で、損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用などの実費をお支払いいたします。  
ただし、非住宅物件に限ります。  
※1構内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。

F



## 損害防止費用



①~③の事故で、損害の防止、軽減のために支出した必要または有益な費用をお支払いいたします。  
例 使用した消火器などの再取得費用など

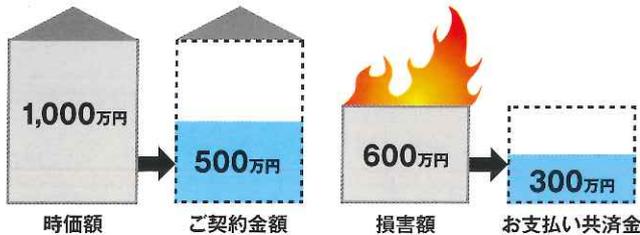
# 火災共済のご契約にあたってのご注意

●**ご契約金額(共済金額)は時価額(再調達価額から経過年数に応じた減価を控除した額をいいます。)**いっぱいにお決めください。

※再調達価額とは…同等の物を再築または新規購入するのに必要な金額です。

●**時価よりも少ない金額で**ご契約金額(共済金額)**をお決めになりますと、損害額の全部がお支払いできない場合があります。**

## ご契約金額が時価額より低い場合



★例えば、時価額の半分のご契約金額の場合、お支払額も半分になります。

## ご契約金額が時価額と同額の場合



## お支払い共済金は次の計算式によります

ご契約金額が時価額を超える場合は時価額を限度とします。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{ご契約金額}}{\text{時価額} (\times 80\% \text{※})}$$

※住宅物件、総合火災共済に加入の場合(風水害は除く)

●**時価額を超えて**ご契約金額(共済金額)**をお決めになられても、その超過部分はむだになりますのでご注意ください。(お支払いする損害共済金は**時価額**が**限度**となります。)**

●**他の保険(共済)契約がある場合には、必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の保険(共済)のご契約金額と合わせて時価額いっぱいになるようご注意ください。**

## 1. 商品の仕組みおよび担保内容

本重要事項説明書では当組合が販売する火災共済の商品のうち普通火災共済Ⅱ(略称「爽共済」、普通火災共済(略称「普通火災」、総合火災共済(略称「総合火災」)をご説明しています。

### (1)火災共済の仕組み

爽共済、普通火災、総合火災は火災をはじめとするさまざまな偶然な事故により、建物・家財・什器備品・商品製品などが損害を受けたとき損害共済金とそれに付随する各種の費用共済金をお支払いするものです。

### (2)共済の目的となるもの

住宅(共同住宅)、店舗・事務所・作業所・工場・倉庫などの事業用の建物(住居と併用している併用住宅を含む)と建物に收容される家財、営業用什器、備品、設備、装置、商品、製品などを共済の目的(対象)にすることができます。

普通火災は総合火災の目的に加え、工場建物、屋外設備、また爽共済については屋外の資材などを共済の目的(対象)とします。

### (3)共済の目的とならないもの

火災共済では、次に掲げる目的(対象)についてはお引受けができません。主な場合のみを記載しておりますので、目的(対象)についての詳細につきましては普通共済約款「共済の目的の範囲」等の項目をご参照ください。

イ. 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。)

ロ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手など

爽共済・普通火災の場合、預貯金証書を除き、申込書に明記すれば共済の目的とすることができます。

総合火災の場合、共済証券記載の建物内の通貨、預貯金証書についても、警察への届出があり、盗難によって損害が生じたとき、共済金をお支払いできる場合があります。

### (4)申込書に明記しないと共済の目的(対象)とならないもの

火災共済では、次に掲げる非住宅物件の目的(対象)については明記を必要とし

ます。主な場合のみを記載しておりますので明記についての詳細は普通共済約款「共済の目的の範囲」等の項目をご参照ください。

イ. 門、掘、垣その他の工作物

ロ. 物置、納屋、車庫その他の付属建物

貴金属、宝石、宝玉、ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの(爽共済・普通火災・総合火災)

ハ. 稿本、設計書、図案、ひな型(住宅物件は対象外)、証書、帳簿その他これらに類する物(爽共済・普通火災・総合火災)

## 2. 補償内容について

共済金をお支払いできない主な場合(免責事由)

火災共済では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金をお支払いできません。主な場合のみを記載しておりますので、免責事由の詳細は火災共済普通共済約款の「第3章共済金を支払わない損害」等の項目をご参照ください。

①契約者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害/戦争、内乱その他これらの類似の事変または暴動によって生じた損害/核燃料物質に起因する事故によって生じた損害/火災などの事故(盗難を除きます。)の際の紛失・盗難によって生じた損害…など

②風・ひょう・雪災または水災を担保する場合で、当組合が定める一定の損害に至らなかった場合(共済の種類によって異なります。)は、共済金をお支払いできません。

③爽共済・普通火災(工場物件を含みます。)/総合火災契約では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大も含みます。)損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても共済金はお支払いできません。